

(参考)

昨年度の年次レポートにおける「新たな課題への対応」のその後の状況

平成 24 年度版年次レポートにおいて、東日本大震災で明らかになった災害医療提供体制に関する課題を踏まえ、災害拠点病院の機能強化、災害医療コーディネート体制の整備等、災害医療体制を再構築することとし、その方向性を明らかにしました。

その後、この方向性に基づき、平成 25 年 3 月に策定した愛知県地域保健医療計画において、以下のとおり具体的な体制等を盛り込みました。

1 新しい災害医療体制

災害医療調整本部・地域災害医療対策会議の設置

災害時の全県的な医療調整を行うため、災害対策本部の下に「災害医療調整本部」を、また 2 次医療圏ごとの医療調整を行うため、保健所に「地域災害医療対策会議」を設置します。

図 10 【災害医療提供体制（急性期～亜急性期）】

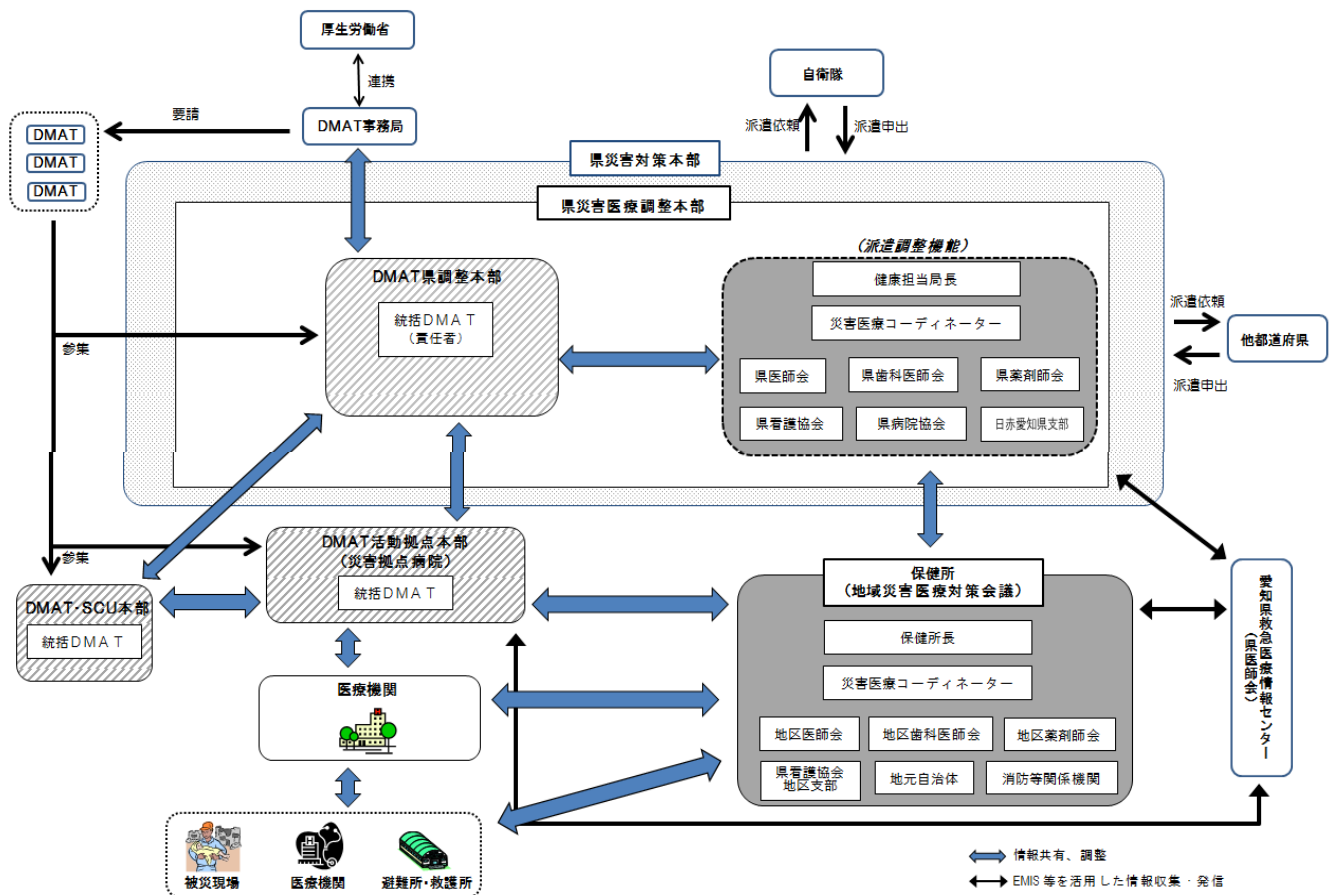
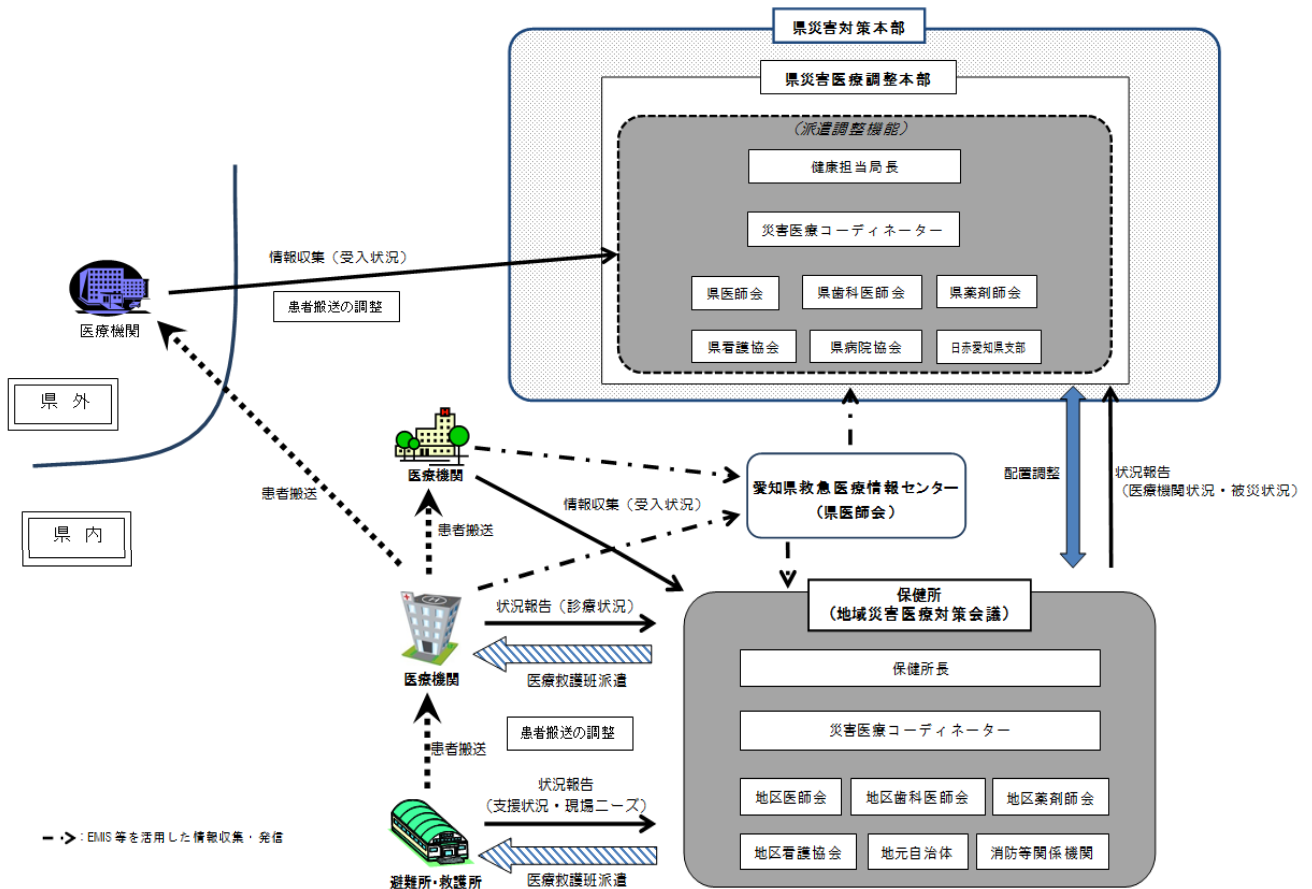


図 11 【災害医療提供体制（中長期）】



（参考）災害医療コーディネーターの任命

大規模災害時に、被災地に参集する医療チームの派遣調整、患者の搬送及び収容先医療機関の確保等に関する調整を行い、災害時における医療活動を効率・効果的に実施するため、災害医療に精通した災害拠点病院の医師を、「愛知県災害医療コーディネーター」として任命しました。

- 任命日 平成 24 年 12 月 1 日
- 任命者 県内 34 災害拠点病院の医師
- 業務
 - ・本部災害医療コーディネーター（7 名）
災害時に医療チームの派遣調整等に関して専門的立場で助言、支援
平時から県の災害医療対策に助言
 - ・地域災害医療コーディネーター（29 名）
災害時に地域内の医療情報を集約し、地域の医療救護活動等を調整
平時から地域の災害医療対策に助言

2 災害拠点病院の機能強化

災害時において中心的な役割を担う医療機関である災害拠点病院が新たに定められた災害拠点病院の指定要件を満たすため、施設の耐震化、自家発電装置の充実、衛星電話の保有、診療に必要な水の確保、飲料水等の適切な量の備蓄、DMATの保有など、施設、設備の充実及び機能の強化を図ります。

今後は、平成29年度までに、新たな指定要件を満たす災害拠点病院数を36病院にすることを目標としていきます。

新たな指定要件を満たす災害拠点病院数	(現状)	(平成29年度)
	9病院(平成24年4月1日)	⇒ 36病院